

MAST21 入会に関する覚書

財団法人青葉工学振興会（以下「甲」という）、《会社名》（以下「乙」という）及び甲の主催する東北大学大学院工学研究科マテリアル・開発系 MAST21（以下「本会」、代表者 安齋浩一、「丙」という）は、乙が本会に入会するにあたり、下記のとおり取り決める。

（目的）

第1条 乙は入会に際し、甲に対し会費 金 200,000 円を支払う。尚、乙が第2条及び第3条に定める範囲の情報提供及び技術相談の利用に対して、乙は、甲、丙あるいは本会（本会の個別メンバーを含む）へのこれ以外の支払いを要さないものとする。

（情報及び技術相談の提供）

第2条 甲及び丙は乙が本会の期間中に求める情報提供や技術相談に、本会を通じ応じなければならない。

（情報提供及び技術相談の範囲）

第3条 第2条に定める情報提供及び技術相談は、共同研究までを含むものではなく、その範囲は甲または丙の裁量内にあるものとする。ただし、本会の個別メンバーと乙とが本会を契機に別途共同研究を行うことに支障は無い。

（期間）

第4条 乙の本会への入会期間は、2011年4月1日から2012年3月31日までとする。

（会費の納付）

第5条 乙は、甲に対して第1条に定める会費を甲の請求書を受領後〇〇日以内に、甲の指定する銀行口座に現金を振り込む方法で支払うものとする。

（秘密情報）

第6条 第2条及び第3条に定める情報提供や技術相談にあたり、乙が甲、丙または本会の個別メンバーに対して乙の技術上または営業上の秘密を開示する場合、甲、丙および本会の個別メンバーはこれを第三者に開示または漏洩せず、また第2条及び第3条に定める情報提供や技術相談以外の目的に使用しないものとする。

（協議）

第7条 本覚書に定めなき事項または本覚書の解釈に疑義を生じた事項については甲乙丙協議して処置を決定する。

（確認事項）

第8条 甲、乙及び丙は、乙が本会に入会し、第2条及び第3条に定める範囲の情報提供及び技術相談を利用するにあたり、乙は、甲、丙、本会（本会の個別メンバーを含む）及び第三者に対し、本覚書に特に明記されている事項を除き、いかなる権利の許諾、情報の開示、保証、補償の義務にも任じないことを確認する。

本覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名・押印のうえ、各自1通を保持する。

2011年 4月 1日

甲 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6-04 乙
東北大学工学部内
財団法人 青葉工学振興会
理事長 齋藤 正三郎 印

丙 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6-11 印
東北大学大学院工学研究科
マテリアル・開発系
MAST21 代表 安齋 浩一 印